

札幌市特定非営利活動促進法施行条例及び札幌市控除対象特定非
営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正す
る条例案

令和3年(2021年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市特定非営利活動促進法施行条例及び札幌市控除対象特定非
営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正す
る条例

(札幌市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 札幌市特定非営利活動促進法施行条例(平成23年条例第21号)の
一部を次のように改正する。

- (1) 第4条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。
- (2) 第26条第1項中「第55条第1項の」の次に「規定により提出を要す
る」を加える。
- (3) 第31条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。
- (4) 第32条第1項中「及び法第54条第2項から第4項まで」を「並びに
法第54条第2項及び第3項」に改める。
- (5) 第33条第1項中「法第54条第5項」を「第5項並びに法第54条第
4項」に改める。

(札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の
一部改正)

第2条 札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条
例(平成25年条例第42号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第10条第4項第3号中「前2項」を「前項」に改め、同条中第5項を
第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において、

同項第1号に掲げる書類又は同項第2号に掲げる書類のうち第3条第2項第4号に掲げる書類を閲覧させるときは、前項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(2) 第11条第1項中「掲げる書類」の次に「(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)」を加え、同項ただし書中「ときは、」を「場合にあっては」に改め、「提出した書類」の次に「、既に市長に提出されている前条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がない場合にあっては当該書類」を加える。

(3) 第12条第1項第1号中「事業報告書等(」の次に「個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとし、」を加え、同項第2号中「第4号」の次に「(役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(理 由)

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、本市の区域内のみに事務所を設置する認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人並びに控除対象特定非営利活動法人の役員等の個人情報保護の強化及び事務負担の軽減を図るため、本案を提出する。